

CDM を利用したコベネフィット支援事業

(担当：水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室)

23年度予算額(案) 7.7億円

目的・意義

京都議定書の削減目標を達成するための柔軟措置である「クリーン開発メカニズム(CDM)」については、途上国における温室効果ガス削減に加え、途上国に対する技術移転や持続可能な開発の便益がもたらされることが大きく期待されています。また、途上国においても、温室効果ガスの排出削減のみならず持続可能な開発に資するプロジェクト、いわゆるコベネフィット(相乗便益)を達成するCDM事業の実施が強く期待されています。

本補助事業は、このような現状をふまえ、大気汚染、水質汚濁、廃棄物に係る環境問題が顕在化しつつあるアジア各国のニーズに対応した CDM 事業を実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットの実現を目指したコベネフィット CDM 事業の拡大・推進を図るものです。

事業内容

発生するクレジットの 50% 以上を国に無償移転することを条件として、コベネフィットを実現する CDM 事業の初期投資の 1/2 を補助します。

コベネフィット型温暖化対策

コベネフィット・アプローチとは、**大気汚染対策や水質汚濁など環境汚染の対策と温室効果ガス削減を同時に実施する取組**であり、途上国の温暖化対策として効果的。

環境汚染対策

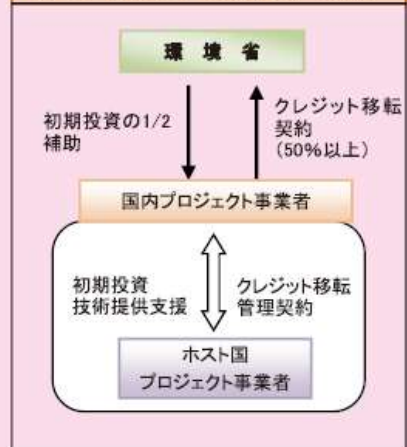
コベネフィット

温室効果ガス削減対策

(具体例)

- ・火力発電所の効率改善
- ・排水処理時のメタン回収・発電利用
- ・公共交通網の整備

コベネフィットCDM事業スキームの例



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象施設・事業：温室効果ガス削減と水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するコベネフィット CDM 事業
3. 負担割合：初期投資費用の 1/2

